

公益財団法人大宅壮一文庫
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第14条及び第30条の規定に基づき、公益財団法人大宅壮一文庫（以下「本財団」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第24条1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤とは、役員等のうち、本財団を主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤とは、常勤以外の役員をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給と種類)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等の報酬は「本給」「賞与」「特別手当」「監事報酬」「退職慰労金」の5種とし、退職慰労金については、評議員会の決議を以って支給する。

(報酬額の決定)

第4条 本財団の役員等の報酬は、評議員会で別に定める総額の範囲（2000万円）内において、別記第1、別記第2、別記第3、別記第4、別記第5に基づき支給することができる。

2 理事長及び専務理事が非常勤の場合には別記第1の報酬を支給することができる。支給額は、その職務、資格、出勤日数等を勘案して、理事会で決定するものとする。

3 理事長及び専務理事が常勤する場合には別記第2の報酬を支給することができる。支給額は、その職務、資格、出勤日数等を勘案して、理事会で決定するものとする。

4 本財団の監事には、評議員会で別に定める総額の範囲（40万円）内において、別記第5の報酬を支給することができる。支給額は評議員会で決定するものとする。

5 本財団の役員等のうち運営委員を兼務するものには理事会の承認を得て別記第3の報酬を支給することができる。

6 本財団の役員等のうち、非常勤の役員等が理事会、評議員会、運営委員会に出席したときは、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別記第4の報酬を支給することができる。常勤の役員等には別記第4の報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬のうち「本給」は月額とし、その月の全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給することができる。

2 役員等の報酬のうち「賞与」は、毎年2回、6月と12月に支給することができる。

3 役員等の報酬のうち「特別手当」は、理事会、評議員会及び運営委員会の開催時に支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

別記第1 理事長及び専務理事が非常勤の場合の報酬額（本給）

(単位：円)

月額 200,000 円以下

※月額を毎月支給することができる。

別記第2 理事長及び専務理事が常勤の場合の報酬額（本給）

月額 500,000 円以下

※月額を毎月支給することができる。

別記第3 役員等の賞与

年額 200,000 円以下

※毎年2回（6月と12月）各100,000円以下を支給することができる。

別記第4 役員等の特別手当

日額 11,137 円（源泉所得税 1,111 円と復興特別所得税 26 円を含む）

※理事会、評議員会及び運営委員会への出席1回につき日額を支給する。

別記第5 監事報酬

年額 100,000 円以下

※毎年1回1人につき100,000円以下を支給することができる。

-
- ・この規程は、平成24年4月1日より適用する。
 - ・平成24年6月6日、監事報酬について定めるため一部改定している。
 - ・平成24年6月6日、第4条4の監事報酬額の決定について一部改定している。
 - ・平成25年6月6日、第4条4の監事報酬額の決定について一部改定している。
 - ・平成25年6月6日、附則別記第4役員等の特別手当について一部改定している。
 - ・平成29年3月7日、第3条2の役員等の報酬について一部改定している。